

前橋市水道事業給水条例の改正について（議案第101号）

経営企画課

1 改正の理由

- (1) 水道料金収入の減少、老朽化が進む管路及び施設の更新等の課題を踏まえ、水道事業の安定的な継続を図るため、水道料金の改定を行う。
- (2) 地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 水道料金を次のように改める。

種別	用途	料金区分	
		(従量料金においては、1立方メートルにつき)	
専用給水装置	一般用	基本 料金	口径 13 ミリメートル 970 円
			口径 20 ミリメートル 1,105 円
			口径 25 ミリメートル 1,140 円
			口径 30 ミリメートル 1,300 円
			口径 40 ミリメートル 1,800 円
			口径 50 ミリメートル 3,600 円
			口径 75 ミリメートル 13,000 円
			口径 100 ミリメートル 17,000 円
			口径 150 ミリメートル 47,000 円
		従量 料金	使用水量が 8 立方メートルまで 40 円 (口径 25 ミリメートル以下は 0 円)
			使用水量が 8 立方メートルを超え 30 立方メートルまで 135 円
			使用水量が 30 立方メートルを超え 50 立方メートルまで 175 円
			使用水量が 50 立方メートルを超え 300 立方メートルまで 219 円
			使用水量が 300 立方メートルを超え 3,000 立方メートルまで 229 円
	使用水量が 3,000 立方メートルを超える		

			もの 203 円
	浴場業用	基本 料金	口径 20 ミリメートル 4,900 円
			口径 25 ミリメートル 4,920 円
			口径 30 ミリメートル 5,020 円
			口径 40 ミリメートル 5,260 円
			口径 50 ミリメートル 6,150 円
			口径 75 ミリメートル 6,570 円
			口径 100 ミリメートル 7,360 円
			口径 150 ミリメートル 9,950 円
		従量 料金	使用水量が 100 立方メートルまで 0 円
			使用水量が 100 立方メートルを超えるもの 58 円
臨時用	基本 料金	—	
		従量 料金	277 円
私設消火栓	演習用	1 栓 10 分につき	1,980 円
	火災時使用	無料	
畑地かんがい 給水装置	畑地かんが い用	1 アール(1 アール未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)	につき 26 円

(2) 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間における水道料金について、次のとおり経過措置を設ける。

種別	用途	料金区分	
		(従量料金においては、1 立方メートルにつき)	
専用給水装置	一般用	基本 料金	口径 13 ミリメートル 930 円
			口径 20 ミリメートル 1,060 円
			口径 25 ミリメートル 1,095 円
			口径 30 ミリメートル 1,200 円
			口径 40 ミリメートル 1,670 円
			口径 50 ミリメートル 3,410 円
			口径 75 ミリメートル 12,000 円
			口径 100 ミリメートル 16,300 円
			口径 150 ミリメートル 45,100 円

		従量料金	使用水量が 8 立方メートルまで 38 円 (口径 25 ミリメートル以下は 0 円)	
		従量料金	使用水量が 8 立方メートルを超え 30 立方メートルまで 130 円	
		従量料金	使用水量が 30 立方メートルを超え 50 立方メートルまで 168 円	
		従量料金	使用水量が 50 立方メートルを超え 300 立方メートルまで 211 円	
		従量料金	使用水量が 300 立方メートルを超え 3,000 立方メートルまで 221 円	
		従量料金	使用水量が 3,000 立方メートルを超えるもの 195 円	
	浴場業用	基本料金	口径 20 ミリメートル	4,900 円
			口径 25 ミリメートル	4,920 円
			口径 30 ミリメートル	5,020 円
			口径 40 ミリメートル	5,260 円
			口径 50 ミリメートル	6,150 円
			口径 75 ミリメートル	6,570 円
			口径 100 ミリメートル	7,360 円
口径 150 ミリメートル			9,950 円	
	従量料金	使用水量が 100 立方メートルまで	0 円	
		使用水量が 100 立方メートルを超えるもの	58 円	
	臨時用	基本料金	—	
		従量料金	266 円	
私設消火栓	演習用	1 栓 10 分につき	1,900 円	
	火災時使用	無料		
畑地かんがい給水装置	畑地かんがい用	1 アール(1 アール未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)	につき 25 円	

(3) 料金の徴収方法を定める規定において、指定代理納付者を「指定納付受託者」に改める等、規定の整理を行う。

3 施行期日

2の(1)及び(2) 令和4年4月1日

2の(3) 令和4年1月4日

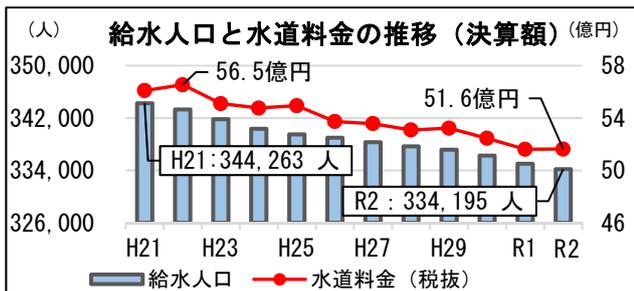
## 1 水道料金改定の理由

本市の水道事業は、近年の人口減少や節水機器の普及等に伴い水道使用量、料金収入ともに減少傾向にあります。(図1)

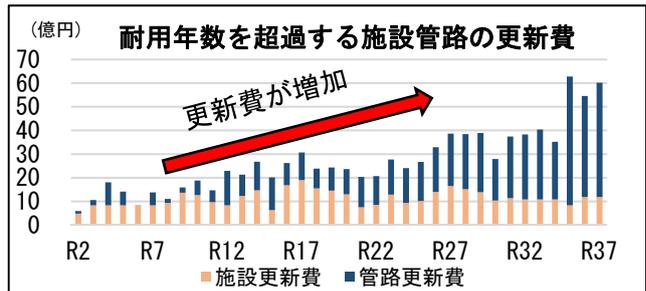
こうした状況のなか、高度経済成長期以降に建設した施設や管路の多くが順次更新時期を迎え、また、大規模災害への備えとして管路・施設の耐震化を進めていく必要があります。今後、多額の更新費用が見込まれます。(図2)

このため、こうした更新・耐震化を着実に進め、将来に向けて安全・安心な水道事業を継続していくため、水道料金の改定を実施します。

【図1】



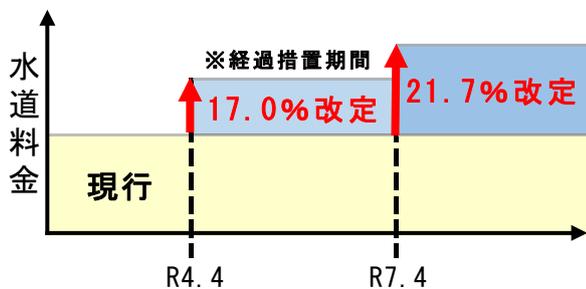
【図2】



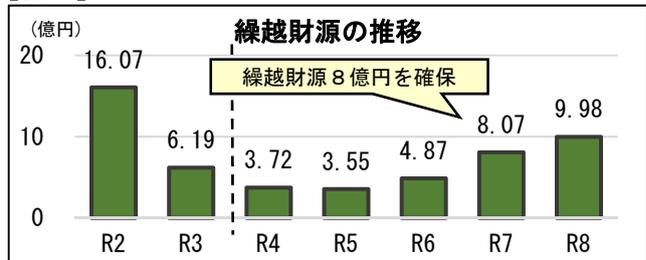
## 2 水道料金改定の実施時期及び平均改定率

令和4年4月から平均21.7%程度改定することとしますが、市民生活への影響を考慮しつつ、災害用準備資金等として令和7年度末に繰越財源8億円を確保するため、令和4～6年度の間は平均17.0%程度に抑えた料金表を適用します。(図3)

【段階的な改定のイメージ】



【図3】



## 3 各口径における平均使用水量での改定額

(1) 平均改定率 21.7%程度

○令和7年度から

メーター口径	契約件数 (件)	平均使用水量と改定率 (1か月、税込)				
		平均使用水量	現行料金 (円)	新料金 (円)	増加額 (円)	改定率
13mm	102,462	15m³	1,734	2,106	+372	21.45%
20mm	53,873	20m³	2,466	2,997	+531	21.53%
25mm	3,671	40m³	5,304	6,446	+1,142	21.53%
30mm	247	110m³	18,878	23,353	+4,475	23.70%
40mm	1,235	150m³	27,128	33,539	+6,411	23.63%
50mm	510	290m³	56,102	69,245	+13,143	23.43%
75mm	190	670m³	139,350	175,197	+35,847	25.72%
100mm	39	830m³	175,474	219,901	+44,427	25.32%
150mm	11	2,150m³	467,150	585,409	+118,259	25.31%

(2) 平均改定率 17.0%程度

○令和4～6年度まで (経過措置期間)

メーター口径	契約件数 (件)	平均使用水量と改定率 (1か月、税込)				
		平均使用水量	現行料金 (円)	新料金 (円)	増加額 (円)	改定率
13mm	102,462	15m³	1,734	2,024	+290	16.72%
20mm	53,873	20m³	2,466	2,882	+416	16.87%
25mm	3,671	40m³	5,304	6,198	+894	16.86%
30mm	247	110m³	18,878	22,422	+3,544	18.77%
40mm	1,235	150m³	27,128	32,223	+5,095	18.78%
50mm	510	290m³	56,102	66,631	+10,529	18.77%
75mm	190	670m³	139,350	168,348	+28,998	20.81%
100mm	39	830m³	175,474	211,974	+36,500	20.80%
150mm	11	2,150m³	467,150	564,546	+97,396	20.85%